

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：タンザニア国農業・農村開発ツーステップローン事業準備調査 (QCBS)

調達管理番号：23a00159

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する「プロポーザル」とに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年5月31日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年5月31日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：タンザニア国農業・農村開発ツーステップローン事業準備調査 (QCBS)
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - (○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）
 - () 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2023年8月～2024年2月
新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

4. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口
調達・派遣業務部 契約第一課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp
担当者メールアドレス：Ohnishi.Kenichiro@jica.go.jp
- (2) 事業実施担当部
アフリカ部 アフリカ第二課
- (3) 日程
本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年6月6日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年6月14日 12時
3	質問への回答 6月7日12:00までの受領分	第1回 回答日 2023年6月12日
4	質問への回答	第2回（最終）回答日

		2023年6月19日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
6	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2023年6月23日 12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2023年7月7日 11時
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
11	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (連絡先： e-propo@jica.go.jp)

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としてします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

提供資料:

- ・ 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限: 上記4. (3) 参照
- 2) 提出先: 上記4. (1) 選定手続き窓口宛
CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法: 電子メール

- ① 件名: 「【質問】調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ: 「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)

注1) 質問は「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)のURLに記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 回答方法

上記4. (3) 日程のとおり、原則2回に分けて以下のJICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限: 上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル

- ① 電子データ(PDF)での提出とします。

- ② 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_ (調達管理番号) _ (法人名)」)
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（千円未満切り捨て。消費税は除きます。）を、上記4. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書（第3章4. (2)に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4. (3)の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）及び別提案書

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
[例：20a00123_〇〇株式会社_見積書]
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書（第3章4. (2)に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
([URL:https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html](https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html))
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4. (2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

$$\text{① (価格評価点)} = \text{最低見積価格} = 100 \text{点}$$

$$\text{② (価格評価点)} = \text{最低見積価格} / (\text{それ以外の者の価格}) \times 100 \text{点}$$

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点 = 100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点 = (上限額 × 0.8) / N × 100点

* 最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記4.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

11. その他

契約予定時期と調査内容の変更等

本調査は、契約予定時期の後ろ倒しや調査内容の変更、案件の取りやめの可能性があります。その場合は、契約交渉時にお知らせし、協議いたします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「タンザニア国農業・農村開発ツーステップローン事業準備調査（QCBS）」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 事業の背景

タンザニア連合共和国（以下、「タンザニア」という。）の農業は、総就業人口の約65%（2019年、世界銀行）、GDPの約26%（2021年、世界銀行）、全輸出製品の約31%（2021年、世界銀行）を占める基幹産業であるものの、農業従事者一人当たりの付加価値（労働生産性を示す指標）は868USDと世界平均（4,035USD）並びに近隣国であるケニア（1,795USD）よりも低く（2019年、世界銀行）、効率的な生産を行うための機械化、灌漑整備の拡大が求められている。右に拘わらずタンザニアはサブサハラアフリカ地域有数の農業国であり、東アフリカ共同体域内へコメ等を輸出する等、域内食料安全保障に果たす役割が大きい。

これに対しタンザニア政府は、2017/18年度から10年間の農業セクター開発プログラムフェーズ2を策定し、商業化、農業生産性及び農家収入向上に向けた変革に取り組んでいるものの、農業機械を利用する世帯の増加や農業金融の融資割合の低さが課題となっている。右理由として、農業分野への融資は不確実性が高く、リスク管理が適切に行えず、結果として高い金利が設定され農家の資金調達を阻害していることが挙げられる。タンザニア政府は、こうした課題を解決すべく、2012年にフードバリューチェーンを強化し、農家向け融資を促進するため財務計画省傘下の政府系金融機関としてタンザニア農業開発銀行（Tanzania Agricultural Development Bank、以下、「TADB」という。）を設立している。

上記背景を踏まえ、本協力準備調査は、TADBへの中長期資金供与を通じた農業設備投資を促すことで農家の生産性向上を目標とする「農業・農村開発ツーステップローン事業」の形成にかかる情報収集を行うものである。具体的にはタンザニアの農業・農村開発分野の中長期的資金、農業機械化及びバリューチェーン強化における潜在需要について調査を実施し、円借款（ツーステップローン）事業にかかる妥当性を確認するとともに、同案件形成の情報収集・分析、実施体制の確認、実施にかかる提案等を目的とする。

第3条 事業の概要

(1) 事業名

農業・農村開発ツーステップローン事業

(2) 事業目的

本事業は、タンザニア全土において、TADB への中長期資金供給を通じた農家等へのツーステップローン供与及び TADB への能力向上支援を実施することにより、タンザニアの農業・農村開発金融に係る金融仲介機能の円滑化及び農家の生産性向上を図り、農業・農村セクターの産業化・商業化に資するのみならず、タンザニア国内の食料安全保障に寄与するもの。

(3) 事業内容

ア) ツーステップローン：小規模農家、農家グループ・農業関連企業向け融資
イ) コンサルティング・サービス（実施機関の実施監理能力強化、TADB 及び参加金融機関（Participating Financial Institutions、以下「PFIs」という。）の審査能力向上支援等）

上記のうちア)については、全国にある TADB の 8 支店を通じてエンドユーザーに融資が行われる「ツーステップ型」と、TADB から更に市中銀行へ転貸され、PFIs エンドユーザーに融資が行われる「スリーステップ型」の 2 つの方法により資金が活用される。なお、スリーステップ型の運用を行うことにより、市中銀行が抱える支店網を通じて本事業を拡大することが可能になり、融資対象農家の地理的な金融アクセスの改善が期待される。

ツーステップ型及びスリーステップ型のエンドユーザーへのサブローン（エンド・ユーザーへの貸付）融資条件については、TADB 及び市中銀行の一般的な融資よりも優遇された条件を想定するが、詳細は調査にて検討する。

(4) 対象地域

タンザニア全土（本調査にて詳細検討予定）

(5) 関係機関¹

財務計画省（Ministry of Finance and Planning）、農業省（Ministry of Agriculture）、畜産水産省（Ministry of Livestock and Fisheries）、TADB

第4条 調査の目的と範囲

本調査は、「第5条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第6条 調査の内容」に示す事項の調査を実施し、もって我が国の有償資金協力事業として本事業を実施するにあたって JICA が行う審査に必要な調査を行うことを目的とし、「第7条 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

本調査は、「第4条 調査の目的」を達成するため、「第5条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、発注者及びタンザニア政府機関と十分な意見交換を行いながら、

¹ 本事業に直接的な関係機関にはならないものの、本調査上の情報収集先としては、ザンジバル農業畜産天然資源省、ブルーエコノミー水産省等も含まれる

「第6条 調査の内容」に示す業務を行い、調査の進捗に応じ報告書等を作成し、先方政府へ説明・協議を行う。

第5条 実施方針及び留意事項

(1) 円借款検討資料としての位置づけについて

本調査業務の成果(結果)は、本事業に対する円借款の審査を発注者が実施する際、その検討資料として用いられることとなる。特に、タンザニアに対するツーステップローン事業は、発注者として初めての試みであり、PFIsの財務状況、審査能力、農家に対する金融商品、他ドナーによるツーステップローン事業支援状況を踏まえて慎重に案件形成を行う必要がある。なお、本調査で取り纏める事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることとなることから、業務開始時点までに行われている実施機関と発注者との協議結果を踏まえつつ調査を行うと共に、事業内容の計画策定については、調査の過程で発注者と十分協議すること。

さらに本調査で検討・策定した事項が、タンザニア政府機関への一方的な提案とならないように、タンザニア関係機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。

一方、成果品として提出された調査結果をもとに審査を行う予定であるものの、本調査業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性に留意し、タンザニア政府側に本調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう配慮すること。特に、PFIsの候補先から情報収集を行うに際して、本事業を通じた支援が得られるという過度な期待が生じないよう十分注意を行うこと。

(2) 調査スケジュールについて

円借款形成に向けて、発注者によるミッション派遣を予定しているため、これらのタイミングにおいて、本調査の検討結果が適時に発注者に提供されることが求められる。2023年9月にFFミッション、2024年1月に審査ミッションを予定。

(3) 調査対象地域について

本円借款事業の事業対象地については、本調査を通じて検討することとする(調査開始段階では、ザンジバルを含む全国を対象として検討を行いつつも、本調査を通じ、円借款事業対象地域の絞り込みを行い、一部の州のみを対象とすることも否定しない)。

(4) 農家経済調査・設備投資需要調査の目的²

本円借款事業は、タンザニア政府が推進する農業機械化に加え、灌漑開発・農産物加工・流通を含めたフードバリューチェーン開発を促進する事業として実施される予定である。2021年に実施された「タンザニア連合共和国における民間セクターの金融アクセス改善に係る情報収集・確認調査」において、タンザニアにおける金融アク

² プロポーザルにおいては、再委託先(ローカルコンサルタント)の調査実施体制、また限られた調査スケジュールの中でどのような手順で調査を行うか、融資対象となる小規模農家、農家グループ・農業関連企業に対してどのような調査項目でヒアリング等を行うか提案いただきたい。

セス全般にかかる情報は一定程度収集しているものの、農業セクターにおける資金需要や金融アクセスの状況については、十分把握されていない。そのため本円借款事業においてターゲットとなりうる小規模農家、農家グループ、農業関連企業等についての情報収集を行うことで、農業セクターの最新の実態について確認すると共に、総事業費、融資対象、融資条件（金利、期間、担保等）の検討を行うこととする。尚、「農家経済調査・設備投資需要調査については、現地再委託を認める。加えて、本円借款事業を通じて、ツーステップローン供与と併せ、コンサルティング・サービスによりエンドユーザーとなる農家等に対し、各種技術指導を行う可能性も考えられることから、農村部において優先的に対応すべき技術的な課題、対応策、技術普及の方法（実施体制）等の詳細についても、検討を行うこととする。また技術的な課題及びその対応策の検討にあたっては、発注者が実施している他の農業案件等との連携可能性についても検討を行うこと。なお調査の対象地区については第一回現地調査の際に先方政府と協議のうえ、発注者（タンザニア事務所含む）に相談の上、決定する。

（５）PFIs 選定方法について

本円借款事業における PFIs の選定方法に関しては、現在までに TADB が協働経験のある 14 銀行を基本としつつ、類似のツーステップローン事業を先行して行っているフランス開発庁（以下、「AFD」という）の対象 PFIs を候補として優先して検討することを想定している。しかしながら本調査を通じ、ターゲットとするエンドユーザーを明確化し、且つ PFIs 選定に係る他ドナーの基準を考慮したうえで、同エンドユーザーがアクセス可能かつ本事業を円滑に進める能力を有する PFIs を選定できるよう、慎重にその選定基準を策定すること。

（６）他ドナーとの連携・協調

上述した AFD を含め、世界銀行及びアフリカ開発銀行といったドナー機関がタンザニア農業セクターに対して事業を行っていることから、本調査進捗の過程で当該機関と事業内容及び今後の戦略等について情報交換を行い、JICA タンザニア事務所と適宜共有の上、効果的な連携や本事業の付加価値について検討を行うこと。

（７）ジェンダー主流化の検討について

本調査の実施に際しては、支援対象地域のコミュニティにおける男女の労働や力関係の現状、ジェンダーに関連する社会規範・慣習、男女で異なるニーズや課題等についても調査を行い、それらが明らかになった場合はジェンダー課題やニーズに対して対応するための取り組みを事業内容に反映させることとする。

具体的な検討に際してのステップは以下の通りを想定している。

- 1) 事業枠組みの中で、ジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定をする。
- 2) ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。
- 3) ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。

（８）社会的弱者への配慮・公平性の検討について

本調査の実施に際して、本事業の介入を受ける受益者が先住民族、障害者、マイノリティなどであった場合にどのような配慮を行えるか、また受益者の差異に配慮し均等な結果の保証に留意しながら案件を形成することができるかについて検討を行う。なおタンザニア政府が実施している女性・若者・障害者向け無利子融資制度（通称 4-4-2 ローン）、若者と女性を対象とした農業開発プログラム（Building a Better Tomorrow : BBT）等を先行事例として、情報収集を行うこと。

（９）デジタル化への取り組みの検討

本調査の実施に際して、データ管理、審査及び融資オペレーションにかかる手続き等、デジタル化に資する支援を組み込めるか検討する。また、先行する AFD の当該分野における支援状況を整理し、どのような支援を展開できるか本調査で見極めを行う。

（１０）環境社会配慮について

本調査は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月公布）（以下、「JICA 環境社会ガイドライン」という）上、JICA の融資承諾前にサブプロジェクトが特定できず、かつ、そのようなサブプロジェクトが環境への影響を持つことが想定されるため環境カテゴリ分類が FI に設定されている。カテゴリ A 相当の大規模な環境社会影響を持つことが想定されている事業は原則支援の対象としないこととする。また、本調査において、実施機関の環境社会配慮能力（ESMS チェックリスト）について確認すると共に、環境社会配慮面のサブローン選定基準の作成（特に灌漑開発を含むサブローンについて留意）、実施機関の環境社会配慮能力の確認、環境評価フレームワーク案の作成を行うこととする。

1) 「JICA 環境社会ガイドライン」に基づき、環境社会配慮面から見たサブプロジェクト選定基準や選定手続きを作成し、実施機関の環境社会配慮能力を確認の上、必要に応じその配慮能力の強化策を提案する。主な調査項目は、以下のとおり。

(ア) ベースとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。）

(イ) 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認

ア) 環境社会配慮(環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等)に関連する法令や基準等

イ) 「JICA 環境社会ガイドライン」との整合性

ウ) 関係機関の役割

(ウ) 実施機関の環境社会配慮面のサブプロジェクト選定基準・手続きの確認(サブプロジェクトにカテゴリ A が選定される可能性があるか明確化する)

(エ) 実施機関の環境社会配慮能力（ESMS（Environmental and Social Management System））に係る調査実施、強化策の提案（実施機関の環境社会配慮手続き、実

施体制、モニタリング体制、過去の事例や経験等を踏まえた ESMS チェックリスト案の作成)

2) 「JICA 環境社会ガイドライン」に基づき、環境評価フレームワーク案を作成する。環境評価フレームワーク案に含まれるべき内容は、以下のとおり。

- (ア) プロジェクト及びサブプロジェクトの概略、サブプロジェクトの EIA/IEE がプロジェクトの承認前に作成されなかった理由
- (イ) 環境評価及び管理に係る、当該国及び地方法、規制及び基準の妥当性評価、サブプロジェクトの準備及び実施に係る目的と方針、国内法及び JICA の要件を遂行するうえでの借入人／実施機関の組織的能力評価及び能力開発の必要性有無
- (ウ) 支援対象の事業活動と、それらによる環境への影響予測
- (エ) 環境アセスとサブプロジェクトの計画に係るプラン（スクリーニングやカテゴリ分類、環境アセスと環境管理計画の準備に係る要件とスケジュールを含む）、サブプロジェクト選定の環境クライテリア
- (オ) 住民協議フレームワーク、情報公開方法（サブプロジェクトの EIA/IEE の公開方法含む）、異議申立方法
- (カ) サブプロジェクトの EIA/IEE の準備から承認までの借入人／実施機関、JICA、政府機関それぞれの役割、必要なマンパワー試算、必要あれば能力開発プログラムの提案、このフレームワークを実施するためのコスト積算と予算措置
- (キ) モニタリング及び報告体制（JICA への報告体制含む）
- (ク) サブプロジェクトから直接排出される温室効果ガス排出量が年間 25,000CO₂ 換算トン以上の場合、供用段階における排出量推計

【用地取得、非自発的住民移転を伴うサブプロジェクトが含まれる場合】

3) 「JICA 環境社会ガイドライン」に基づき、住民移転フレームワーク案の作成を行う。住民移転フレームワーク案に含まれるべき内容は、以下(ア)~(セ) のとおり。

- (ア) 事業目的及び住民移転の必要性
- (イ) 住民移転計画を作成できない理由
- (ウ) 住民移転計画の作成、承認プロセス
- (エ) 住民移転の想定数(所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む)
- (オ) 補償や生活再建対策の受給権者要件、補償基準の公開、補償金の算定方法、合意される個別補償内容の文書化や対象者への説明・閲覧要件、補償金の支払い時期、生活再建対策、苦情処理手続きに関する法的枠組みの乖離
- (カ) 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- (キ) 再取得価格に基づく損失資産の補償手続き
- (ク) 移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策

- (ケ) 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- (コ) 住民移転に責任を有する機関(相手国政府、金融仲介者、エンドユーザー等)の特定及びその責務
- (サ) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- (シ) 費用と財源
- (ス) 実施機関によるモニタリング体制(必須)、独立機関によるモニタリング体制 (必要に応じて)
- (セ) 住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略

【先住民族への対策を要するサブプロジェクトが含まれる可能性がある場合】

- 4) 「JICA 環境社会ガイドライン」に基づき、先方政府による先住民族計画フレームワーク(IPPF: Indigenous Peoples Plan Framework)案の作成を行う。先住民族計画フレームワークには、世界銀行 ESS7 (Guidance Note Appendix A)に記載ある以下(ア)~(キ)の内容が含まれる必要がある。
- (ア) プロジェクトの下で支援が想定されるプログラム及びサブプロジェクトの種類
 - (イ) 支援が想定されるプログラムまたはサブプロジェクトの先住民族に対する潜在的な正・負の影響
 - (ウ) 支援が想定されるプログラムまたはサブプロジェクトについて社会アセスメントを行う計画
 - (エ) プロジェクト実施中に行われる影響を受ける先住民族コミュニティへの早期の段階から十分な情報を提供した上での自由で事前の合意を確保するための枠組み
 - (オ) プロジェクトで支援する活動のスクリーニング、先住民族に対する影響評価、先住民族計画の策定、苦情処理のための制度的取り決め(必要に応じて、キャパシティビルディングなど)
 - (カ) 当該プロジェクトに適切なメカニズム及び基準を含めたモニタリング及び報告の取り決め
 - (キ) 支援が想定されるプログラムまたはサブプロジェクトに対して策定される先住民族計画についての公開の取り決め

(11) 農業開発銀行能力強化アドバイザーとの連携について

2022~23年度末まで TADB の審査能力等の能力強化を実施するため専門家「農業開発銀行能力強化アドバイザー」を派遣中。協力準備調査及び TADB に関わる情報共有・意見交換を行う。また、タンザニアにて実施される JICA 農業開発分野の協力と本事業との位置づけの整理や連携可能性を検討する。

(12) 本邦企業の動向について

本円借款事業の内容を検討するにあたり、農業セクターにおける本邦企業の動向について把握することが重要である。タンザニアがサブサハラ・アフリカにおける有数

なコメ生産国であると共に、JICA が実施する「アフリカ地域先進農業技術の導入を通じた農業機械化振興にかかる情報収集・確認調査（AFICAT）」及び「中小企業・SDGs ビジネス支援事業」等を通じて、タンザニア農業セクターにおける本邦企業の関心は高まってきている。そのため効率的に本邦企業へのヒアリングを行い、事業内容の検討に活かすこと。ヒアリングを行う本邦企業については発注者（タンザニア事務所含む）と協議の上、決定する。

第6条 調査の内容

本調査において受注者が実施する内容は、以下の通りである。

（1） 国内準備調査：2023年8月～

- 1) 既存の関連資料を分析・検討し、本案件の内容、背景、タンザニア金融、農業・農村開発関連情報の概況を把握する。また、優先作物の候補となるコメ、コムギ、ヒマワリ、メイズ等については、各州の平均生産量／取扱量（トン／年）及び近隣諸国への輸出量及び各優先作物の課題や開発計画についても調査する。また、2019年に実施された「タンザニア国中小製造業等育成のための金融促進事業準備調査」をはじめ、関連調査の報告書を確認の上、本事業形成に必要な情報を整理する。
- 2) TADB が作成している各種データの分析、融資サービスの種類及び運営方法、将来資金需要予測等の確認を行う。また、派遣中の TADB アドバイザーから収集した情報の整理を行う。
- 3) 発注者（タンザニア事務所及び関係部含む）、TADB アドバイザーと打ち合わせを行い、調査全体・第二次現地調査の際に予定されている農家経済調査及び設備投資需要調査の方針、現地での調査項目・方法及び現地調査工程の確認、協議を行う。
- 4) 上記作業をふまえ、現地で追加収集する必要がある資料やデータ、訪問先を予め整理し、質問票として取りまとめる。
- 5) 上記をふまえてインセプション・レポートを作成し、発注者に出し、説明・協議を行う。

（2） 第一次現地調査：2023年9月

- 1) 本調査の目的及び業務計画について関係機関に説明。
- 2) TADB 及び PFIs 候補の金融機関を対象に、下記のとおり金融分野の情報について現状確認・課題分析を行う。TADB については必要に応じて派遣中のアドバイザーの協力を得ながら情報収集及び整理を行う。
 - (ア) 組織概要（組織体制、支店網ネットワーク、従業員数等）
 - (イ) 財務構造（貸出債権の状況、貸付分類方法、引当基準等を含む）
 - (ウ) 資金調達状況
 - (エ) 融資スキーム、金利構造、担保・保証徴求基準
 - (オ) 審査に係る手続き・基準、職員の審査能力、モニタリング評価方法

(カ)金融機関としてのガバナンス構造（融資決定の意思決定プロセス、関係省庁等の関与含む）

(キ)金融規制・制度的な問題点の分析・対応策の提案

(ク)地方行政オフィス等との連携及び地域の情報収集方法

(ケ)農業機械、灌漑開発、食品加工等のバリューチェーン開発に資する中長期的設備投資に係る融資件数、審査件数、審査基準、資金需要、資金調達計画、その他審査にかかる留意事項等

(コ)優先作物（コメ、コムギ、ヒマワリ、メイズ等）に係る融資状況（融資件数、審査件数、審査基準、資金需要、資金調達計画、その他審査にかかる留意事項等）及び想定される主要な資金使途。

(サ)AFD 含む他ドナーの支援状況の確認

3) タンザニアにおける農業・農村開発の情報を収集し、現状確認及び課題分析を行う。特に、農業・農村開発金融（（Agricultural Marketing Cooperative Society : AMCOS）、マイクロファイナンス及びインフォーマルな金融取引含む）の実情把握、資金制約・需給状況にかかる情報収集を行う。

4) 優先作物（コメ、コムギ、ヒマワリ、メイズ等）のバリューチェーン開発の実態調査。特に、該当作物における主要アクター（生産、収穫後処理、輸送、保存、卸売事業、小売事業、輸出事業、食品加工業など）、投資可能性（市場の整備状況や投資規制の整理）、上記を踏まえ資金アクセス上の制約を確認（担保、財務管理能力、ビジネスプラン作成能力等）。

5) 上記2) 及び4) の調査結果を踏まえつつ、第二次現地調査時に予定されている農家経済調査及び設備投資需要調査（調査対象村の選定、訪問企業の選定、現地調査員との協議）の準備を行う。先方関連機関と協議の上、質問事項の確認、調査の対象地区の選定を行うと共に、本円借款事業の対象地域についても検討する。

6) 現地での調査結果につき、JICA タンザニア事務所に報告を行う。

(3) 第一次国内作業：2023年10月

1) 第一次現地調査の調査結果をプログレスレポートとして取りまとめ、発注者に報告する。

2) 第一次現地調査結果を踏まえ、第二次現地調査計画を検討し、発注者に協議を行う。

(4) 第二次現地調査：2023年11月

1) 第一次作業結果を含め、今後の調査・事業計画につき、タンザニア政府関係者、関連ドナー等との協議・意見交換を目的としてワークショップを開催する。特に AfD、AfDB 及び World Bank については個別に意見交換の場を設け、協調融資や連携の可能性を検討する。

- 2) 農家経済調査（農家・組合・個人事業主・法人の金融アクセス、収入・資金調達・債務の状況、農業機材・設備にかかる資金ニーズ、農業機材・設備の所有・借入・調達状況、直面している技術的な課題を調査）及び設備投資需要調査（優先するフードバリューチェーン関連アクターの実態把握及び設備投資にかかる資金需要を調査）の実施。また、事業効果測定を目安として農業機械等を含む設備投資を行うことにより、直接的・間接的に裨益する農家数等の対象規模を確認する。また、本調査において、農家を含む想定されるエンドユーザーの投資パターン（現行の経営状況、投資後の経営状況、返済までの事業期間を通じた投資効率）を含めたモデルを具体的に提示する。
- 3) 上記2) やタンザニア政府関係機関・金融機関・他ドナー等との協議に基づき、本円借款事業を形成する上での課題・分析や事業実施計画書の提案を行う。なお、総事業費及び円借款支援額の妥当な規模感について、過去の他ドナーが既に実施済の事業の進捗状況や教訓、審査体制等の事業実施能力、公的支援の必要性を踏まえ、TADB 及び PFIs と以下の項目について検討を行うこと。なお、以下の検討後、TADB からエンドユーザーへ融資を行う「ツーステップ型」と、PFIs を経由する「スリーステップ型」への資金配分モデルを提示する。

ア. 事業スコープ

- (ア)PFIs 選定基準（財務状況、ガバナンス、ネットワーク、審査能力等）の選定。
- (イ)資金フローと各ステップでの融資条件・手数料（借入適格者、融資期間、金利、担保、融資金額上限、資金使途、連帯保証、為替・金利リスクの所在、負担者の特定（各リスクのコストへの簡易換算を含む）融資条件の見直しの方法、等）。

イ. 総事業費、借款額及び資金計画

- (ア)資金需要計画
- (イ)サブローンの融資対象とする資金使途
- (ウ)サブローンの期間設定（据置期間及び返済期間の内訳も含む）
- (エ)サブローン一件あたりの融資上限
- (オ)サブローン融資の際の審査システム（農作物の生産量、所得等のデータについて継続的に調査するシステムの有無）

ウ. リボルビングファンドの運営の検討。他ドナー実施の有無を確認しつつ、既に実施されているようであれば、他ドナーによるツーステップローン事業のリボルビングファンド運営との関係も含め検討すること。

エ. 事業実施について

- (ア)事業実施運営体制
- (イ)コンサルティング・サービスの検討（TADB 及び PFIs の審査能力の向上を含む、本事業で求められる技術指導内容と技術指導体制の提案）：
以下の項目を含めて検討すること。

- ・ 目的

- ・ 対象者
 - ・ 実施時期（サブローン提供前、提供中、返済期間等）
- (ウ)運用・効果指標の検討：現時点で想定しているものは以下のとおり
- ・ サブローン累計融資件数及び小規模農家への融資件数
 - ・ 本事業融資対象農家平均所得
 - ・ エンドユーザーの生産作物の生産量/取扱量
- (エ)他ドナーとの連携可能性の検討
- (オ)DX を活用できる要素があるか検討
- (カ)本事業における日本企業製の農業機材購入促進のための優遇条件の設定
- (キ)本事業における優先作物（コメ、コムギ、ヒマワリ、メイズ等）の優遇条件の設定
- (ク)ジェンダー主流化について検討
- (ケ)社会的弱者への配慮・公平性の検討
- (コ)気候変動への影響について検討（温室効果ガスの排出削減量を推計）
- (サ)環境社会配慮（主要な環境社会影響項目の予測・評価、及び緩和策、モニタリング計画案の作成）
- 4) タンザニアにおける農業・農村開発金融の分野の改善や今後の発展、実施すべき施策等の観点からの提言、特に農民の重債務問題についての政策提言の検討
- 5) エンドユーザー等に対しての本 TSL 商品の広報戦略、本事業全般の広報に関する提言を検討する。
- 6) 日・アフリカ農業イノベーションセンター（Africa Field Innovation Center for Agricultural Technology、以下「AFICAT」という）等の将来的な農業機械促進事業、灌漑開発アドバイザー、コメ振興能力強化プロジェクト、SHEP アプローチを活用した農家振興プロジェクトフェーズ、ビジネス開発サービス（BDS）と品質・生産性向上（カイゼン）を通じた企業強化プロジェクト等の他のプロジェクトとの相乗効果、本邦企業農業機械の導入促進にどう貢献できるか、その戦略について本事業関係者と意見交換する。
- 7) 農家経済調査の結果及びその他の現地調査結果につき、関係省庁、発注者（タンザニア事務所含む）へ報告する。
- (5) 第二次国内作業：2023年12月
- 1) 第二次現地調査の調査結果をドラフト・ファイナルレポートとして取りまとめ、発注者及びTADBに報告・コメントを依頼する。
 - 2) 第二次現地調査結果を踏まえ、第三次現地調査計画を検討し、発注者と協議を行う。

(6) 第三次現地調査：2024年1月

- 1) ドラフト・ファイナルレポートにつき、タンザニア政府関係者、関連金融機関、関連ドナー等に対して報告・協議するためにワークショップを開催する。なお、第三次現地調査のタイミングを踏まえ発注者によるミッション派遣を検討する予定。
- 2) タンザニア政府関係者等からドラフト・ファイナルレポートにかかるコメントを取り付ける。
- 3) ファイナル・レポート作成にあたり、追加情報・データの収集を行う。

(7) 第三次国内作業：2024年2月

- 1) ドラフト・ファイナルレポートに対するコメント・修正をとりまとめ、ファイナル・レポートを作成する。
- 2) ファイナル・レポートの内容につき、発注者報告・協議する。

第7条 報告書等

(1) 成果品・報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における最終成果品はファイナル・レポートとする。最終成果品の提出期限は契約履行期間の末日とする。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

1) 業務計画書

- ・記載事項：調査の基本方針、方法、作業工程、要員計画等
- ・提出期限：契約締結後10営業日以内
- ・提出方式：電子データ（PDF形式、和文）

2) インセプション・レポート

- ・記載事項：国内作業による調査結果、現地調査の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内等
- ・提出期限：第一次現地調査（現地再委託または現地傭人の活用によるリモート調査含む）開始2週間前
- ・提出方式：電子データ（PDF形式、英文。）

3) プログレスレポート

- ・記載事項：第1次国内・現地調査結果全体成果
- ・提出期限：2023年10月末
- ・提出方式：電子データ（PDF形式、Word形式。和文及び英文。）

4) ドラフト・ファイナルレポート

- ・ 記載事項：調査結果全体成果
- ・ 提出期限：2023年12月22日を想定
- ・ 提出方式：電子データ（PDF形式、Word形式。和文及び英文。）

5) ファイナル・レポート

- ・ 記載事項：発注者、主要ステークホルダーのコメントを反映させた上での調査結果全体成果
- ・ 提出期限：2024年2月29日を想定
- ・ 提出方式：製本版（部数：和文3部、英文3部）、和文版、英文版全てのデータをまとめたCD-R（3枚）及び電子データ（PDF形式、Word形式。和文及び英文。）

（2）収集資料

本業務を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、収集資料リストを付したうえで調査終了後発注者に提出する。

以上

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	現地コンサルタントの活用方法	第5条 実施方針及び留意事項 (4)農家経済調査・設備投資需要調査の目的
2	対象コミュニティにおける社会調査の手法	第5条 実施方針及び留意事項 (4)農家経済調査・設備投資需要調査の目的

以上

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力
 - 1) 類似業務の経験
評価対象とする類似業務：農業・農村開発分野におけるツーステップローンに係る調査等各種業務
 - 2) 業務実施上のバックアップ体制等
 - 3) その他参考となる情報
- (2) 業務の実施方針等
 - 1) 業務実施の基本方針
 - 2) 業務実施の方法
1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。
 - 3) 作業計画
 - 4) 要員計画
 - 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
 - 6) 現地業務に必要な資機材
 - 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）
 - 8) その他
- (3) 業務従事予定者の経験、能力
 - 1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数
プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。
 - ① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - 業務主任者／ツーステップローン事業計画
 - 農業・農村開発金融
 - バリューチェーン開発（及び設備資金需要調査）
 - ② 評価対象とする業務従事者の予定人月数
約 15.3 人月
 - 2) 業務経験分野等
各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。
【業務主任者：ツーステップローン事業計画】
 - ① 類似業務経験の分野：ツーステップローン計画に係る各種業務
 - ② 対象国及び類似地域：途上国
 - ③ 語学能力：英語
 - ④ 業務主任者等としての経験【業務従事者：農業・農村開発金融】

- ① 類似業務経験の分野：農村金融に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：評価せず
- ③ 語学能力：評価せず

【業務従事者：バリューチェーン開発（及び設備資金需要調査）】

- ① 類似業務経験の分野：フードバリューチェーン調査・分析に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：途上国
- ③ 語学能力：英語

3) その他学位、資格等

プロポーザル作成ガイドラインの21ページで説明する「機構が実施している契約管理セミナー」として、「能力強化研修（円借款の建設工事の安全管理に係るコンサルタント能力強化研修）」を評価対象とします。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2023年8月 ～ 2024年2月

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 29.50人月（現地：15.70人月、国内：13.80人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/ツーステップローン事業計画（2号）
- ② 農業・農村開発金融（3号）
- ③ 金融機関経営・財務分析
- ④ アグリビジネス/農業機械化
- ⑤ バリューチェーン開発（及び設備資金需要調査）（3号）
- ⑥ 農業農村開発/農業経済調査
- ⑦ 環境社会配慮

3) 渡航回数を目途 全18回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 農家経済調査（農家・組合・個人事業主、法人・農村の金融アクセス、収入・資金調達・債務の状況、農業機材にかかる資金ニーズ、農業機械の所有・借入・調達状況を調査）及び設備投資需要調査（優先するフードバリューチェーン関連企業の実態及び設備投資にかかる資金需要を調査）の実施。
- 環境社会配慮にかかる調査及びフレームワークの作成。

(4) 公開資料等

1) 公開資料

- タンザニア国 中小製造業育成のための金融促進事業準備調査（2019年、[アフ JR19021 タンザニア TSL \(jica.go.jp\)](http://www.jica.go.jp/af/jr19021)）
- タンザニア連合共和国における民間セクターの金融アクセス改善に係る情報収集・確認調査（2022年、[12364246.pdf \(jica.go.jp\)](http://www.jica.go.jp/12364246.pdf)）
- アフリカ地域 先進農業技術の導入促進に係る基礎情報収集・確認調査（2022年、[12336145.pdf \(jica.go.jp\)](http://www.jica.go.jp/12336145.pdf)）

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（英語⇄スワヒリ語）	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	有
6	Wi-Fi	有

(6) 安全管理

現地業務に先立ち「JICA 安全対策措置」を確認し、渡航前に必要な事前準備を行ってください。外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録（3ヶ月以上の渡航は在外公館へ在留届を提出）してください。JICA ホームページ上の「安全対策研修・訓練（<https://www.jica.go.jp/about/safety/training.html>）」を確認し、JICA安全対策研修を受講してください。渡航計画をJICAに提出するとともに現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA タンザニア事務所、在タンザニア日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行ってください。同事務所と常時連絡がとれる体制とし、現地の最新の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意してください。

調査団が現地渡航する際のクリアランス手続き等を確認の上、遅滞なく手続きしてください。現地業務中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載してください。また、宿舎についてはJICA の安全基準を満たす必要があるため、JICAタンザニア事務所の指定するホテルを利用してください。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月-2023年4月追記版）」（以下同じ）を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積として提案しません。
- ②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

【上限額】

130,847,000円（税抜）

なお、定額計上分 10,291,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) 上限額を超える別提案に関する経費
- 6) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積りによる積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	農家経済調査及び設備投資需要調査に係る経費	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2.業務実施上の条件 (3)現地再委託」	5,000,000円	調査費一式	再委託
2	環境社会配慮にかかる調査及びフレームワークの作成	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2.業務実施上の条件 (3)現地再委託」	5,000,000円	調査費一式	再委託
3	資料等翻訳費（スワヒリ語等）		291,000円		一般業務費

- (5) 見積価格について、
各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

(6) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

【タンザニア】

東京⇒ソウル⇒アディスアベバ⇒ダルエスサラム（エチオピア国際航空）

東京⇒ドバイ⇒ダルエスサラム（エミレーツ航空）

東京⇒ドーハ⇒ダルエスサラム（カタール航空）

（7）業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。
競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（8）外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他 (実施設計・施工監理体制)	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(26)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者・ツーステップローン事業計画</u>	(26)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/○○○○</u>	(-)	(11)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	4
(2) 業務従事者の経験・能力: <u>農業・農村開発金融</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	4	
(3) 業務従事者の経験・能力: <u>バリューチェーン開発 (及び設備資金需要調査)</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	